

## 後遺障害による過失利益 その2

1.私が、名古屋弁護士会、日本弁護士連合会などの役職にありました昨年（平成9年）4月からの1年間、実はこの稿の執筆を臨時に他の同業に代わってもらいましたので、テーマが交通事故から離れていたと思います。この4月からは、役職を終えて本業にもどりましたので、もとに戻って、交通事故のテーマを続けたいと思います。ただ最後の稿がずいぶん前のことで、記憶のない方もあると思いますが、最後の稿は後遺障害による損害に関することでした。そこでは、後遺障害による労働能力喪失の割合については、「裁判実務において『労働能力喪失表』が重要な資料とされ、殆どの事例がこの労働能力喪失表に基づいて算定されます。この詳しいことは次回以降に申し上げます」と結んでいます。

2.それでは本論にはいります。

労働能力喪失表では、後遺障害の該当等級により、労働能力喪失率は次ぎのように定められています。

1級	2級	3級	4級
100%	100%	100%	92%
5級	6級	7級	8級
76%	67%	56%	45%
9級	10級	11級	12級
35%	27%	20%	14%
13級	14級		
9%	5%		

3.ただし、上記の労働能力喪失表による労働能力喪失率は基準となるもので、職種、年齢、障害の部位・程度、減収の有無・程度や生活上の障害程度などの具体的稼働・生活状況に基づいて具体的な労働能力喪失率を決めます。以下に具体的な事例を見せましょう。

4.労働能力喪失表以上に認定された裁判例

- 40歳・主婦兼農業兼パートタイマー・10級につき、67歳まで35%の労働能力喪失率を認めた。
- 48歳・男・材木商・6級につき、19年間90%を認めた。
- 58歳・男・印刷工・11級につき、70歳まで30%

を認めた。

- 56歳・男・大工・12級につき、67歳まで20%を認めた。
- 67歳・男・調理師・12級につき、79%を認めた。
- 20歳・男・会社員・非該当につき、4年間14%を認めた。
- 64歳・女・下請け縫製業・12級につき、7年間50%を認めた。

5.過失利益を認めず、慰謝料で考慮した事例

- 8歳・女・9級につき、後遺障害慰謝料1000万円を認めた。
- 21歳・男・大学生・13級につき、過失利益を認めず慰謝料200万円を認めた。
- 23歳・男・公務員・8級（右腎臓摘出）につき、過失利益を認めず、慰謝料1200万円を認めた。
- 25歳・男・大企業勤務・独身・1級につき昇給（されないことによる損害）を否定し、5000万円の慰謝料を認めた。

6.上記の例はわずかな例で、後遺障害による逸失利益を認める、認めない、あるいは認めるにしても基準以上を認めるなど、それぞれ具体的な事実即し理由があるのであって、上記の例を一般的なものとするのは間違いです。

7.また、後遺障害があっても、減収がなかったり、自然的な（時間的な経過による）能力回復や、職業訓練などにより労働能力回復が相当程度期待できるような場合（特に後遺障害が比較的軽度である場合）には、逸失利益は認められないか、認められても標準より低くされ、あるいは、後遺障害が継続する期間が短くされることがあります。

8.後遺障害の継続期間についても、後遺障害が四肢（全部または一部）切断や下肢短縮のような器質障害場合には、就労可能年限（67歳）の逸失利益が認められ、機能障害・神経障害で程度が軽いような場合には、障害の部位、程度、年齢、職業、機能回復の見込みなどを勘案して、継続期間が短くされます。